

富士山静岡空港ビジネス利用促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

富士山静岡空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）長（以下「会長」という。）は、富士山静岡空港のビジネス利用促進を図るため、富士山静岡空港を利用する企業等（以下「会員」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

第2 補助の対象経費、補助額及び対象期間

補助の対象並びに対象期間及び補助額は、別表のとおりとする。

第3 交付の申請及び請求

会員は、事業終了後に以下のとおり協議会に交付申請及び請求をする。

- (1) 提出書類 各1部
交付申請書（様式第1号）
- (2) 提出期限 別表に定めるところとする。

第4 交付の条件

会員は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

第5 交付の決定及び確定

会長は、第3項の交付申請に係る書類を審査し、履行を確認したときは、交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

第6 補助金の請求

会員は、交付確定後に請求書（様式第3号）をもって補助金の請求を行う。

第7 補助金の支払い

会長は、交付決定及び確定通知書を通知した日の属する月の翌月の末日までに、会員に補助金を支払うものとする。

第8 補助金の返還

会員は、この要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既に交付された補助金を会長に返還するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、富士山静岡空港ビジネス利用促進事業の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表

対象者	富士山静岡空港企業サポーターズクラブ会員	
対象期間	平成 29 年 7 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日	
申請期限	平成 29 年 10 月 31 日	
対象路線	富士山静岡空港を発着する全路線（チャーター便を除く）	
対象要件	富士山静岡空港企業サポーターズクラブ会員である企業・団体の職員による富士山静岡空港発着便の利用	
対象路線・補助額		
1	富士山静岡空港を発着する全路線（チャーター便を除く）	<p>①1 便（片道）につき 1 人当たり 2,000 円。 ただし、対象期間中 1 会員 5 万円を限度とする。</p> <p>②県内の西部・東部地域の企業が利用の場合は、1 便（片道）につき 1 人当たり 1,000 円を加算する。</p> <p>①とは別に、対象期間中 1 会員 2.5 万円を限度とする。</p>
2	富士山静岡空港を発着する路線（国内路線を除く）を利用し、富士山静岡空港の就航地空港と目的地空港とを乗り継ぐ場合の就航地空港と目的地空港間の乗継（チャーター便を除く）	<p>乗継 1 回（片道）につき 1 人当たり 1,000 円を加算する。</p> <p>ただし、対象期間中 1 会員 2.5 万円を限度とする。</p>

※西部地域「湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町」

※東部地域「富士市以东の市町」

(様式第1号)

平成 年 月 日

富士山静岡空港利用促進協議会

会長 酒井 公夫 様

〒

所在地

企業名

代表者名

印

(担当者)

電話番号

会員番号

富士山静岡空港ビジネス利用促進事業費補助金交付申請書

富士山静岡空港ビジネス利用促進事業費補助金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

<従来分>

利用便数 (延べ片道数)	1 通常分	ア () 片道	上限 25 片道
	2 県西・東部加算分	ア () 片道	上限 25 片道
	3 乗継加算分	イ () 片道	上限 25 片道
利用の詳細	別紙利用者名簿のとおり		
申請額	通常分	ア (片道) × 2,000 円 =	金 円
	県西・東部加算分	ア (片道) × 1,000 円 =	金 円
	乗継加算分	イ (片道) × 1,000 円 =	金 円

(注) 2 県西・東部加算分欄は、静岡県内西部・東部地域の法人等が利用の際に記入。

<特別キャンペーン分> (北海道・山梨県企業限定)

申請額	北海道	ア (片道) × 3,000 円 =	金 円	上限 7.5 万円
	山梨県	ア (片道) × 1,000 円 =	金 円	上限 2.5 万円

※1 申請には、「富士山静岡空港企業サポーターズクラブ」の会員登録が必要となりますので、会員番号欄に会員番号を記入してください。

※2 以下に掲げる資料を添付してください。

①利用者名簿 (様式1-2号)

②航空券の半券の写しなど、利用者が搭乗されたことを確認できるもの

(搭乗案内書、Eチケットは搭乗の確認が取れません。搭乗証明書が必要になります。)

補助金の申請は、7月~9月分をまとめて申請いただくようお願いします。

(様式第1-2号)

利用者名簿

No.	利用者氏名	利用日	静岡発着 利用路線	乗継路線 利用日	乗継利用路線 *
1		平成 年 月 日	⇒	平成 年 月 日	⇒
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

* 例：ソウル⇒シンガポール バンコク⇒台北 等

従来分

(様式第2号)

静空協第 号
平成 年 月 日

様

富士山静岡空港利用促進協議会
会長 酒井 公夫

富士山静岡空港ビジネス利用促進事業費補助金交付決定及び確定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった富士山静岡空港ビジネス利用促進事業費補助金について、下記のとおり決定及び確定したので通知します。

記

補助金の額	金 円
-------	-----

(通常分： 円 県西・東部加算分： 円 乗継加算分： 円)

従来分

(様式第3号)

平成 年 月 日

富士山静岡空港利用促進協議会
会長 酒井 公夫 様

〒
所在地
企業名
代表者名 (印)
(担当者)
電話番号
会員番号

富士山静岡空港ビジネス利用促進事業費補助金請求書

富士山静岡空港ビジネス利用促進事業費補助金について、交付確定を受けたので下記のとおり、補助金を請求します。

請 求 額	金 円 (通常分： 円 県西・東部加算分： 円 乗継加算分： 円)
振込銀行・支店名	
預金種別及び口座番号	
口座名義 (カ ナ)	()